

平成19年9月25日制定（国空推第41号）

国土交通省航空局長

航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示  
の運用について

「航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示」（平成15年国土交通省告示第1346号。以下「告示」という。）の一部が平成19年8月23日に改正され、10月1日から施行される所、当該告示において常時作動させてはならない電子機器の欄第十三号に定める物件は、次に掲げるものとする。

1. 無線通信機能付歩数計

靴底に取り付けたセンサーで歩数に関する情報を検知し、当該情報をデジタルオーディオ機器に送信する機能を有する歩数計をいう。

2. 無線通信機能付心拍測定計

胸バンドに埋め込んだ心拍測定計のデータを、無線通信により腕時計に送信する機能を有する機器をいう。

3. 無線通信機能付腕時計

携帯電話に通話着信があると、無線通信により着信を知らせる機能を有する腕時計をいう。

4. 無線式キー

離れた場所からドアロックの開閉等を行うことができる無線式のキーであって、ドア側の発信器から発射される質問信号を受信すると電波（応答信号）を発射したり、操作スイッチを押すと電波を発射するものをいう。

附 則（平成19年9月25日国空推第41号）

この通達は、平成19年10月1日から施行する。